

株式会社富士テクニカ等に対する再生支援の完了について

2013年6月26日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2010年9月17日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年11月12日に法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

機構は、支援決定以後、再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、2013年5月23日にフェニックス・キャピタル株式会社（以下「フェニックス・キャピタル」という。なお、買付主体は、フェニックス・キャピタルが組成したフェニックス・キャピタル・パートナーズ・ナイン投資事業有限責任組合及びフェニックス・キャピタル・パートナーズ・イレブン株式会社の2社。）に対し機構が保有する再生支援対象事業者の全株式の譲渡を完了しております。また、2013年6月21日に機構が保有する再生支援対象事業者への全ての債権についても、フェニックス・キャピタルに譲渡を完了しております。

今般、2013年6月26日の再生支援対象事業者の定時株主総会終結をもって、機構からの専門家派遣を終了したことにより、機構は再生支援対象事業者に対する支援決定に係るすべての再生支援を完了しました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社富士テクニカ（以下「富士テクニカ」という。）及び株式会社富士アセンブリシステム（以下「FAS」という。）

注：株式会社富士テクニカ宮津（以下「富士テクニカ宮津」という。）は、富士テクニカが事業再生計画に基づいて株式会社宮津製作所（以下「宮津製作所」という。）より全事業を譲り受け、商号変更を行った会社。また、FASは、支援決定時には富士テクニカが議決権割合の83%を保有する事業者となっておりましたが、2012年8月10日に保有する全ての株式の売却を完了しております。

2. 買取決定にかかる債権の買取価格

機構は、再生支援対象事業者に対する元本3,845百万円の債権に関し、関係金融機関

等から2,718百万円で購入を行い、事業再生計画に沿ってDESを実行し、その後担保処分等による一部弁済を受けていましたが、2013年6月21日に残債権額をフェニックス・キャピタルに対して全て譲渡しております。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者の関係者調整、債権の買取、出資、並びに専門家派遣を行うことで再生支援対象事業者の支援を行いました。

以上